



令和7年4月1日以降の利用分から公共施設の使用料を改定します



使用料改定のポイント

- 平成18年の合併以降、公共施設の使用料の見直しがされておらず、**市内同種施設間で使用料の額が不均衡な状況**のため改定を行います。
- 施設の管理費（コスト）等を基に使用料を算出し、同種施設については**統一した使用料**を設定します。
- 施設の利用時間区分を1時間単位で設定することで、**利用者の利便性の向上を図ります。**
- 市民生活への影響を考慮し、特別な場合を除き、改定後の使用料の**上限を現行の1.2倍**とします。

※今後も引き続き効率的な施設運営に努めるとともに、社会経済情勢や施設の利用状況等を考慮したうえで概ね5年ごとに見直しを行います。

使用料改定の事例

今回の改定では、**体育施設36、公民館36、観光施設7、学校施設4、その他15**の計**98施設**が対象となっていますが、その一部をご紹介します。

【1】テニスコート

- 天神崎公園テニスコート、山内中央公園テニスコート

利用時間区分	区分	現行使用料	新使用料
1面 (1時間当たり)	市民	200円	240円
	市民以外	400円	480円

使用料の引上げは1.2倍を上限

- 山内中央公園軟式テニスコート、北方運動公園テニスコート

利用時間区分	区分	現行使用料	新使用料
1面 (1時間当たり)	市民	100円	120円
	市民以外	200円	240円

【2】市立小中学校施設

※分校は別料金を設定

利用時間区分		現行使用料			新使用料
		9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00	1時間当たり
屋内運動場、武道場	全面	810円	810円	1,630円	120円
	半面	400円	400円	810円	60円
屋外運動場		400円	400円	810円	30円

1時間単位で設定(使用料引下げ)

【3】体育館（一部抜粋）

利用時間区分	現行使用料				
	団体(10人以上)				
	9:00～12:00	12:00～17:00	9:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
山内中央公園武道館	320円	540円	880円	540円	1,420円
山内中央公園スポーツセンター	320円	540円	880円	540円	1,420円
北方スポーツセンター	660円	760円	1,320円	1,370円	2,380円
北方東体育館	660円	760円	1,320円	1,370円	2,380円

同種施設間で使用料の額を統一

新使用料	
占用使用	
1時間当たり	
市民	110円
市民以外	220円

※山内中央公園スポーツセンターと北方スポーツセンターは、全面利用の場合、上記料金の2倍となります。

【4】公民館（一部抜粋）

※旧武雄市の公民館については、現在、料金設定はありません。

利用時間区分	現行使用料					
山内公民館和会議室(2)	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00	加算額 (1時間当たり)	冷房 (1時間当たり)	暖房 (1時間当たり)
	880円	880円	1,100円	220円	220円	100円
北方公民館和室A	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00	加算額 (1時間当たり)	冷暖房料金 (1時間当たり)	
	660円	880円	1,100円	220円	760円	

同種施設間で使用料の額を統一

新使用料
1時間当たり
260円

※冷暖房料金を含めた金額

使用料の減免基準の統一と拡充

利用者負担の公平性・平等性を確保するため、減免基準を統一するとともに、下記のとおり減免基準の拡充を図ります。

減免基準（一部抜粋）	★拡充（新設）するもの	減免割合
・市又は教育委員会が主催又は共催するとき		免除
・市内の学校教育法第1条に規定する学校等が学校行事として利用するとき		
・市内の行政区等が利用するとき★		
・市内の障がい者団体が利用するとき★		
・地域コミュニティ拠点(各町公民館及び市立小中学校)施設を以下の目的で利用するとき ①市の社会教育関係団体がその団体の行事として利用するとき ②市民の自主的な文化活動、教育振興又はまちづくり活動のために利用するとき★		50%
・身体障害者手帳等の交付を受けている者が利用するとき★		
・体育施設を生徒及び児童が使用するとき		
・市の社会教育関係団体が主催する行事のために体育施設を使用するとき		

※利用目的(営利目的等)によっては、減免しない場合があります。

お問合せ

財政課 ☎0954-23-9320